

園芸施設共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、園芸施設共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（NOSA I 宮城の概要ページ参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立 加入される方が園芸施設共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。なお、加入申し込みにあたって留意いただくことがありますので、詳細ページで確認ください。	P 2
2 加入方法と共済金額（補償額） 加入される方が選択できます。撤去費用付帯の有無、復旧費用付帯の有無、附帯施設付帯の有無、施設内農作物付帯の有無を選択できます。	P 2
3 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間） 共済掛金の払込みを受けた日の翌日から原則1年間です。ただし、設置（被覆）期間にあわせて2ヵ月～12ヵ月まで、1ヵ月単位で選択できます。	P 4
4 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害、鳥獣害です。 ただし、事故除外方式で加入した場合、病虫害による損害は共済事故から除かれます。	P 4
5 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに、被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、加入方式・補償割合ごとに異なります。	P 4
6 損害発生のお知らせ 加入物件に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。	P 6
7 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。詳細ページで確認ください。	P 6
8 告知義務違反による共済関係の解除 加入申し込みの際に、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に伝えなかった場合、共済関係を解除することがあります。	P 6
9 重大事由による共済関係の解除 重大な事由により、共済関係を解除することがあります。詳細ページで確認ください。	P 6
10 共済責任期間中の通知義務 契約後、申込書に記載された内容に変更があった場合、速やかに組合へ連絡ください。通知がない場合、契約を解除し、共済金が支払われない場合があります。	P 6
11 その他の重要事項 組合の財務状況によっては、共済金等の額を削減する場合があります。	P 7

収入保険への切り替えができます。

＜園芸施設共済の説明書(詳細ページ)＞

1 加入申し込みによる共済関係(契約)の成立

園芸施設共済の契約は、加入される方が、別途定めている園芸施設共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申し込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

また、一括加入制を採っているため、加入申込みの際、現に所有している施設のほか、当初成立した共済関係に係る共済責任期間のうち、最も長い責任期間中に所有することになる施設と同じ共済目的（附帯施設加入、施設内農作物加入）、同じ補償内容（特定園芸施設撤去費用の付帯、園芸施設復旧費用の付帯）で加入することとなります。

なお、加入申込書には、加入される方が所有する特定園芸施設の全棟について、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約を解除し共済金をお支払いできなくなる場合があります。

加入申込書の提出後、記入内容に変更が生じた場合及び誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡下さい。

2 加入方法と共済金額(補償額)

契約額（以下「共済金額」といいます。）は、加入する特定園芸施設等（附帯施設または施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」といいます。）ごとに、共済価額に100分の60を乗じて得た金額を下らず100分の80を超えない範囲内において、加入される方が申し出た金額です。

共済金額の基礎となる特定園芸施設の価額、附帯施設の価額及び施設内農作物の価額は、あらかじめ全国共通の標準額を定めた「園芸施設共済評価要領」により、次のように算定し、組合が決定しています。

(1) 特定園芸施設の価額の算定

- ・ガラス室の価額＝再建築価額×時価現有率※1
- ・プラスチックハウスの価額＝再建築価額（被覆物の再取得価額を除く。）×時価現有率
＋被覆物であるプラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合※1
- ・多目的ネットハウスの価額＝設置面積×単位当たり再建築価額×時価現有率
- ・撤去費用に係る価額＝引受面積×単位当たり撤去費用 ※2

※1 園芸施設復旧費用を選択された方のハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます）の価額は、本体の再建築価額×（時価現有率＋復旧費用における調整率）により算定します。

※2 特定園芸施設撤去費用を選択された方のハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます）の撤去に係る実費用が対象です。特定園芸施設撤去費用に係る補償単価は、ガラス室（Ⅰ・Ⅱ類）が1㎡当たり1,200円、鉄骨ハウス（プラスチックハウスⅢ～Ⅵ類）が1㎡当たり880円、パイプハウス（プラスチックハウスⅡ類）が1㎡当たり290円です。

(2) 附帯施設の価額の算定

附帯施設の価額＝再取得価額×時価現有率

(3) 施設内農作物の価額の算定

施設内農作物の価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設の再建築価額

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率及び耐用年数、復旧費用に係る調整率

特定園芸施設の区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	I類(木造)	II類(鉄骨)	I類(木竹)	II類(パイ)	III類(鉄骨下)	IV類甲(鉄骨中・軟) IV類乙(鉄骨中・硬)	V類(鉄骨上)	VI類(雨よけ)	VII類(鉄骨多目的ネット)	
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	※各区分の構造(鉄骨、木竹、パイプの別)の時価現有率を適用	100%	100%
1年以上2年未満	90	96	90	95	96	96	96		96	93
2~3年	80	92	80	90	92	92	92		92	86
3~4年	70	88	70	85	88	88	88		88	79
4~5年	60	84	60	80	84	84	84		84	72
5~6年	50	80	50	75	80	80	80		80	65
6~7年	50	76	50	70	76	76	76		76	58
7~8年	50	72	50	65	72	72	72		72	50
8~9年	50	68	50	60	68	68	68		68	50
9~10年	50	65	50	55	65	65	65		65	50
10~11年	50	62	50	50	62	62	62		62	50
11~12年	50	59	50	50	59	59	59		59	50
12~13年	50	56	50	50	56	56	56		56	50
13~14年	50	53	50	50	53	53	53		53	50
14~15年	50	50	50	50	50	50	50		50	50
15年以上	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
耐用年数	5年	14年	5年	10年	14年	14年	14年	14年	14年	7年

○ 復旧費用に係る調整率は、次のようになります。

- ・ 経過年数が耐用年数未満 調整率(%) = 100% - 時価現有率(%)
- ・ 経過年数が耐用年数以上 調整率(%) = 25%

プラスチックフィルム等の被覆経過割合表(6種類の例です。その他は省略します。)

一般軟質フィルム

被覆経過年数区分	被覆経過割合
1年未満	100%
1年以上2年未満	50
2年以上	25

耐久性軟質フィルム

被覆経過年数区分	被覆経過割合
1年未満	100%
1年以上2年未満	71
2年以上3年未満	50
3年以上4年未満	35
4年以上	25

一般硬質フィルム

被覆経過年数区分	被覆経過割合
1年未満	100%
1年以上2年未満	71
2年以上3年未満	50
3年以上4年未満	35
4年以上	25

耐久性硬質フィルム

被覆経過年数区分	被覆経過割合
1年未満	100%
1年以上2年未満	79
2年以上3年未満	63
3年以上4年未満	50
4年以上5年未満	40
5年以上6年未満	31
6年以上	25

ネット及び一般多目的ネット

被覆経過年数区分	被覆経過割合
1年未満	100%
1年以上2年未満	71
2年以上3年未満	50
3年以上4年未満	35
4年以上	25

耐久性多目的ネット(一般多目的ネット以外)

被覆経過年数区分	被覆経過割合
1年未満	100%
1年以上2年未満	84
2年以上3年未満	71
3年以上4年未満	60
4年以上5年未満	50
5年以上6年未満	42
6年以上7年未満	35
7年以上8年未満	30
8年以上	20

以上のように、特定園芸施設と附帯施設の共済金額は、時価額を基に算定されていることにご留意

願います。また、施設内農作物の共済金額は、生産費の補償を基準としています。

○ 国庫負担対象共済金額の限度額

加入者ごと及び会計年度ごとに、当該年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額（復旧費用に係る共済金額を除きます）が8千万円を超えない場合は、国が共済掛金の2分の1に相当する金額を負担しています。共済金額の合計額が8千万円を超えた場合は、8千万円までの部分を国が共済掛金の2分の1に相当する金額を負担し、8千万円を超える部分は、加入者が共済掛金を全額負担することになります。

復旧費用に係る共済掛金は国庫負担対象とならず、その全額が農家負担になります。

3 共済責任の開始及び共済責任期間(補償期間)

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます。）は、加入される方が、掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。ただし、継続加入の場合は、当該契約に基づいて補償する期間（以下「共済責任期間」といいます。）の終了する日の翌日からとなります。

また、共済責任期間は、共済責任開始から原則1年間です。ただし、設置期間又は被覆期間が周年でない等の理由により、加入される方が2か月以上1年を超えない共済責任期間を申し出た場合は、その期間となります。この場合、掛金は共済責任期間の月数に応じて算定した額となります。

4 共済事故(共済金支払対象事故)

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりです。

- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- (2) 火災
- (3) 破裂及び爆発
- (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6) 病虫害（施設内農作物加入時に限る。）
- (7) 鳥獣害

5 共済金の支払額

園芸施設共済に加入した特定園芸施設等が、共済事故によって損害を被ったときには、その損害の額が3万円（共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、共済価額の10分の1に相当する金額）を超える場合にその都度、共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次式により算出される金額となります。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$\text{損害額} = \text{被害額} - (\text{残存物価額} + \text{賠償金等})$$

$$\text{被害額} = \text{特定園芸施設（多目的ネットハウスを含む）の価額} \times \text{損害割合} + \text{附帯施設の価額} \times \text{損害割合} + \text{施設内農作物の価額} \times \text{損害割合} \times (1 - \text{分割割合}) + \text{特定園芸施設撤去費用の被害額} + \text{園芸施設復旧費用の被害額}$$

※1 プラスチックハウスの被覆材であるプラスチックフィルム等の被害額は、プラスチックフィルム等の価額から当該プラスチックフィルム等の価額に自然消耗割合（別表）を乗じて得た額を差

し引いて得た額となります。

プラスチックフィルム等の自然消耗割合表(6種類の例です。その他は省略します。)

一般軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から3か月間
12%	共済責任期間の開始日以後4か月から3か月間
25%	共済責任期間の開始日以後7か月から3か月間
37%	共済責任期間の開始日以後10か月から3か月間

耐久性軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

一般硬質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

耐久性硬質フィルム

自然消耗割合
0%

ネット及び一般多目的ネット

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

耐久性多目的ネット

自然消耗割合
0%

※2 施設内農作物の病虫害は、加入者が共済目的について施設の管理、病虫害防除、土壌・肥培管理等の通常すべき管理、その他損害防止がなされていたにもかかわらず、不可効力的に発生した病虫害のみを共済金の支払対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生した病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行うこととなります。

(施設内農作物の分割評価)

- ① 施設の管理、土壌管理、肥培管理等が不十分なことにより生じた病虫害による損害は、通常すべき防除措置が適切になされなかったと見なし、不十分管理(分割評価)を差し引いて損害額を算出します。
- ② 同一棟の次回作が同一作物で、且つ、同一病虫害が発生した場合は、100%の分割とします。
- ③ 同一農家で2年連続して病害(又は虫害)が発生した場合、2年目の病害(又は虫害)は100%の分割とします。

※3 特定園芸施設撤去費用に係る共済金は、撤去終了後に損害評価をして支払われ、特定園芸施設の損害割合が一定割合以上(被覆物を除く損害割合が50%(ガラス室Ⅰ類又はⅡ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35%))を超える場合、若しくは特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合のみ対象となります。加入者は撤去費用に係る領収書等(領収書及び請求書(撤去が完了している場合に限り、))を添えて共済事故が発生した日から1年以内(ただし特別な事由がある場合は1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができます。)に撤去したことを組合に通知しなければなりません。この通知を怠ったなどの場合、共済金が支払われなくなることがあります。

特定園芸施設撤去費用の被害額は、ハウス本体(プラスチックハウスの被覆物は除きます)の撤去に係る領収書等の実撤去費用と次の金額のいずれか低い金額です。

全損の場合：撤去費用に係る共済価額

分損の場合：単位当たり撤去費用×設置面積×本体損害割合

※4 園芸施設復旧費用に係る共済金は、ハウス本体若しくは附帯施設の復旧後に損害評価をして支払われます。加入者は復旧費用に係る領収書等(領収書及び請求書(復旧が完了している場合に限り、))を添えて共済事故が発生した日から1年以内(ただし特別な事由がある場合は1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができます。)に復旧

したことを組合に通知しなければなりません。この通知を怠ったなどの場合、共済金が支払われなくなることがあります。

園芸施設復旧費用の被害額は、ハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます）若しくは
は付帯施設の復旧に係る領収書等の実復旧費用と次の金額のいずれか低い金額です。

全損の場合：復旧費用に係る共済価額

分損の場合：再建築価額（付帯施設は再取得価額）×調整率×損害割合

6 損害発生の通知

加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。
損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができない場合などでは共済金が支払われなくなることがあります。

○ 損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示する場合があります。

7 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- (2) 加入した特定園芸施設等が本来持っている性質・欠陥による損害
- (3) 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- (4) 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- (5) 加入者が損害発生の通知を怠り若しくは故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- (6) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- (7) 損害調査等に必要書類を偽造・変造したとき
- (8) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (9) 自然の消耗によって生じた被覆物の損害

8 告知義務違反による共済関係の解除

加入申し込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

9 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ若しくは生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い若しくは行おうとしたこと
- (3) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由

10 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や契約を解除・失効しなければならなくなる場合があります。

- (1) 加入した特定園芸施設等を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき
- (2) 加入した特定園芸施設等の構造若しくは材質を変更したとき

- (3) 加入した特定園芸施設等が共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- (4) 加入した特定園芸施設等を他の保険若しくは共済に付したとき
- (5) 施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき
- (6) 加入した施設内農作物が発芽したとき、又は加入した施設内農作物を移植したとき

11 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

また、園芸施設共済に加入している場合でも収入保険制度に移行することも可能となります。

1 同一農家で2年連続して病害(又は虫害)が発生した場合の分割について

同一農家で2年連続して病害(又は虫害)が発生した場合、2年目の病害(又は虫害)は100%分割を適用します。

2年連続して病害が発生した場合とは、前年(前年度の4月～3月)に病害により共済金を支払い、当年(当年度の4月～3月)も病害が発生した場合とします。虫害の場合も同様です。

事例1 病害が発生したケース

		平成28年度												平成29年度												平成30年度												平成31年度																						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
加入者A	A棟	28年10月褐斑病 共済金支払 28年度加入棟												29年度加入棟												30年10月モザイク病 共済金支払 30年度加入棟												31年10月 褐斑病 100%分割 31年度加入棟																						
	B棟	27年度加入棟												28年度加入棟												29年10月 褐斑病 100%分割 29年度加入棟												30年10月べと病 共済金支払 30年度加入棟												31年10月 褐斑病 100%分割 31年度加入棟										

事例2 病害と虫害が発生したケース

		平成28年度												平成29年度												平成30年度												平成31年度																						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
加入者B	A棟	28年10月センチュウ 共済金支払 28年度加入棟												29年10月 褐斑病 共済金支払 29年度加入棟												30年10月モザイク病 100%分割 30年度加入棟												31年10月 褐斑病 共済金支払 31年度加入棟																						
	B棟	27年度加入棟												28年度加入棟												29年10月 センチュウ 100%分割 29年度加入棟												30年10月センチュウ 共済金支払 30年度加入棟												31年10月 褐斑病 共済金支払 31年度加入棟										

事例3 新規加入のケース

		平成28年度												平成29年度												平成30年度												平成31年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入者D	A棟													29年10月 褐斑病 共済金支払 29年度加入棟												30年10月モザイク病 100%分割 30年度加入棟												31年10月 褐斑病 共済金支払 31年度加入棟											

2 分割適用後の施設内農作物の引受について

共済金の支払いを受けた翌年に、施設内農作物への加入中止や事故除外方式に加入し、翌々年に再度一般方式への加入申込みがあったときに、「共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される場合」は、施設内農作物一般方式への加入承諾はできません。